

総行選第8号

平成26年2月5日

各都道府県知事

各都道府県議会議長

殿

各都道府県選挙管理委員会委員長

総務大臣

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行について（通知）

第185回国会において成立をみた公職選挙法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴い、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）が平成26年政令第21号をもって、本日公布されました。

今回の改正は、改正法の施行に伴い、都道府県の議会の議員の任期中に市町村の区域の設定又は廃止があった場合における都道府県の議会の議員の選挙区の特例等を定めるほか、所要の規定の整備を行うことを目的として行われたものであり、改正令は、平成27年3月1日から施行することとされました。

貴職におかれましては、下記事項に御留意の上、その運用に遺憾のないよう、格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市町村に対しても今回の施行に係る改正令の趣旨の周知徹底をお願いします。

記

第1 選挙区の設定、廃止及び区域の変更並びに各選挙区の定数の変更等に関する事項

1 改正法による改正後の公職選挙法（以下「法」という。）第15条第1項から第4項までの規定により、条例で都道府県議会の議員の選挙区の設定、廃止及び区域を変更するのは、一般選挙を行う場合に限るものとされたこと。

ただし、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める区域については、この限りでないものとされたこと（改正令による改正後の公職選挙法施行令（以下「令」

という。) 第3条関係)。

- (1) 新たに市町村の区域の設定があった場合 当該市町村の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域
 - (2) 新たに市町村の区域の廃止があった場合 当該市町村の区域の全部又は一部が新たに属した市町村の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域
 - (3) 町村を市とし、又は市を町村とする処分があった場合 当該処分により市とされた町村又は町村とされた市の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域
 - (4) 一の市町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合において当該各区域を法第15条第5項の規定により新たに市町村の区域とみなしたとき 当該区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域
 - (5) 法第15条第5項の規定により市町村の区域とみなしていた区域がなくなった場合 当該区域が従前属していた選挙区の区域
 - (6) 他の都道府県の区域の全部を編入した場合 当該編入された区域
- 2 都道府県の議会の議員の選挙区において選挙すべき議員の定数は、議員の任期中においても、1の(1)から(6)までに掲げる場合に限り、変更することができるものとされたこと。
- ただし、1の(1)から(5)までに掲げる場合においては、これらの区域の全部又は一部が新たに属することとなった選挙区に限り、議員の定数を変更することができるものとされたこと(令第4条関係)。
- 3 1の(1)から(5)までに掲げる場合において、都道府県の議会の議員の任期中新たに設定され、又はその配当議員数に変更されることとなった選挙区に新たに配当すべき都道府県の議会の議員は、当該新たに設定された選挙区の区域又は配当議員数に変更されることとなった選挙区に新たに属することとなった区域が従前属していた選挙区から選出した議員の中から都道府県の選挙管理委員会がくじで定めることとされたこと(令第5条第1項関係)。
- 4 その他所要の規定の整備が行われたこと。

第2 一部無効再選挙の場合における選挙運動等の特例に関する事項

- 1 衆議院小選挙区選出議員、参議院比例代表選出議員、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙の一部無効による再選挙の場合における選挙運動に関する支出

金額の制限額の算出の基礎とする再選挙の行われる区域の区分として、郡の区域を用いないこととされたこと（令第127条の2第1項及び第2項関係）。

2 衆議院小選挙区選出議員、衆議院比例代表選出議員、参議院比例代表選出議員、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙の一部無効による再選挙の場合における選挙運動等の制限の設定の基礎とする再選挙の行われる区域の区分として、郡の区域を用いないこととされたこと（第132条の2第1項、第132条の3第1項、第132条の3の2第1項、第132条の4第1項並びに第132条の9第1項関係）。

3 その他所要の規定の整備が行われたこと。

第3 指定都市に対する法及び令の規定の適用に関する事項

1 指定都市における都道府県の議会の議員の選挙区の設定について法第15条第9項に規定されたことに伴い、指定都市における法の規定の適用について区の区域を市の区域とみなすこと等とする対象から、法第15条第1項から第3項まで及び第5項を除くこととされたこと（令第141条の2第1項関係）。

2 都道府県の議会の議員の選挙において、指定都市に対し令第127条の2、第132条の5及び第132条の9の規定を適用する場合の市の区域は、法第15条第9項の指定都市の区域を二以上に分けた区域とすることとされたこと（令第141条の3第1項及び第3項関係）。

第4 その他

1 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法及びイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法が失効したことに伴い、所要の規定の整備がされたこと（令第59条の5の3第1項、第59条の5の4第15項関係）。

2 令別表第二に原子力規制委員会委員長及び委員が追加されたこと（令別表第二関係）。

第5 他法令の改正に関する事項

今回の改正に伴い、農業委員会等に関する法律施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令について、所要の規定の整備が行われたこと（改正令附則第3条及び第4条関係）。

第6 施行日等に関する事項

- 1 改正令は、平成27年3月1日（以下「施行日」という。）から施行するものとされたこと。ただし、第4については、公布の日から施行するものとされたこと（改正令附則第1条関係）。
- 2 第1及び第3の事項に係る規定は、施行日以後各都道府県の議会の議員の選挙につき初めてその期日を告示される一般選挙から適用し、施行日以後当該一般選挙の告示の日の前日までにその期日を告示される都道府県の議会の議員の選挙については、なお従前の例によるものとされたこと（改正令附則第2条第1項関係）。
- 3 第2の事項に係る規定は、施行日以後その期日を告示される再選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された再選挙については、なお従前の例によるものとされたこと（改正令附則第2条第2項関係）。